

## 被爆者の介護保険利用時の公費負担等について

静岡県では、県内に居住する被爆者（被爆者健康手帳所持者）の方が介護保険法の下表のサービス・事業を利用した場合の自己負担分を助成しています。

被爆者の方が下表のサービス・事業を利用した場合、保険給付・事業支給費に係る自己負担分を公費請求することができます。公費請求に当たっては、該当者の被爆者健康手帳を御確認いただき、下表の備考欄について御留意ください。

下表の他、老人福祉法での養護老人ホーム等の費用負担額は、被爆者の方が県に申請することにより、その入所負担金の助成を受けることができます。

◎食費、居住費等の保険給付等対象外の費用は、利用者の自己負担です。

◎既に被爆者から利用料を徴収している場合などは、被爆者の方が県に申請すると、県から被爆者の方にお戻しすることができます。払い戻しの申請をする被爆者の方に、介護保険サービス・事業の内容を記載した書類（介護給付費明細書等）をお渡しください。

◎御不明な点は、静岡県健康福祉部疾病対策課（TEL054-221-3773）にお問い合わせください。

介護保険法での区分		備 考
福祉系サービス	訪問介護 【所得制限あり】※	◎取扱い 介護保険等利用被爆者助成事業  ◎公費負担者番号 8 1 2 2 6 0 1 8 *被爆者健康手帳に記載の 1 9 2 2 6 0 1 8を上記の 番号に読み替え  ◎介護給付費請求先 静岡県国民健康保険団体連合会  ◎請求可能事業者 静岡県から介護保険法に基づく 指定を受けた事業者
	介護予防訪問介護 【所得制限あり】※	
	通所介護	
	地域密着型通所介護	
	介護予防通所介護	
	短期入所生活介護	
	介護予防短期入所生活介護	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
	認知症対応型通所介護	
	介護予防認知症対応型通所介護	
	小規模多機能型居宅介護	
	介護予防小規模多機能型居宅介護	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	
介護福祉施設サービス		
認知症対応型共同生活介護		
介護予防認知症対応型共同生活介護		
総合事業	第1号訪問介護（A1・A2） 【所得制限あり】※	
	第1号通所介護（A5・A6）	
医療系サービス	訪問看護	◎取扱い 原爆医療費（一般疾病医療費）  ◎公費負担者番号 1 9 2 2 6 0 1 8  ◎介護給付費請求先 静岡県国民健康保険団体連合会  ◎請求可能事業者 被爆者一般疾病医療機関 *指定に関するお問合せは、 静岡県疾病対策課まで。 (TEL054-221-3773)
	介護予防訪問看護	
	訪問リハビリテーション	
	介護予防訪問リハビリテーション	
	居宅療養管理指導	
	介護予防居宅療養管理指導	
	通所リハビリテーション	
	介護予防通所リハビリテーション	
	短期入所療養介護	
	介護予防短期入所療養介護	
	介護保健施設サービス	
	介護療養施設サービス	
介護医療院		

※低所得（生計中心者が所得税を課せられていない（生活保護を含む）世帯に属すること）の被爆者の方が対象です。低所得者であることを「訪問介護利用者負担減額認定証」（市町発行）又は「訪問介護利用被爆者助成受給者資格認定証」（県発行）により確認してください。

また、訪問介護及び介護予防訪問介護に係る費用は、支給要件に該当する場合、介護手当として申請することができます。その際、申請書、診断書等の関係書類の提出が必要です。